

記者発表（発表）				
月／日（曜日） 時間	担当課・係	T E L	発表者名 （担当係長名）	その他配布先
2月21日（木）	文化財課 文化財班	（内線）5761 （外線）078-362-3783	課長 山下 史朗 （熊谷 久男）	香美町・加古川市・たつの市・高砂市・姫路市・三田市

文化財の県指定について

1. 発表概要

兵庫県教育委員会は、平成31年2月18日（月）に開催された文化財保護審議会（会長山岸常人）の答申を受け、2月21日（木）に開かれる兵庫県教育委員会で議決し、新たに6件を重要有形文化財等に指定する予定です。

その後、教育委員会告示として、兵庫県公報に登載予定です。

ついては、その内容を発表します。

2. 指定等物件

指定物件

- （1）黒野神社本殿くろのじんじゃほんでん（香美町）
- （2）木造聖徳太子立像もくぞうしょうとくたいしりゅうぞう（加古川市）
- （3）淡路国指出寄帳あわじのくにさしだしよせちょう（たつの市）
- （4）高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅たかさごほりかわみなとおよ くらくまつえもんきゅうたく（高砂市）
- （5）見野古墳群みのこふんぐん（姫路市）
- （6）皿池湿原さらいけしづげん（三田市）

兵庫県指定文化財答申物件一覧表

種 類		名 称	員数	所在地	所 有 者 (管 理 者)
重 要 有 形 文 化 財	建造物	くろのじんじゃほんでん 黒野神社本殿	1 棟	美方郡香美町村岡区村岡字 宮ノ上 723 番 2	宗教法人 黒野神社
	彫 刻	もくぞうしょうとくたいしりゅうぞう 木造聖徳太子立像	1 躯	加古川市加古川町北在家 424	宗教法人 鶴林寺
	古文書	あわじのくにさしだしよせちよう 淡路国指出寄帳	2 冊	たつの市龍野町上霞城 128 番地 3	たつの市
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	史 跡	たかさごほりがわみなとおよ 高砂堀川湊及び くらくまつえもんきゅうたく 工楽松右衛門旧宅	1,363.67 m ²	高砂市高砂町今津町 526 番 3・7・8、532 番	高砂市
	史 跡	みのこふんぐん 見野古墳群	842.61 m ²	姫路市四郷町見野字池ノ元 978 番、字西ノ山 587 番 10 の一部、茶園 616・628 番	浦 庄治、光本 辰夫、竹中隆 一、上野政次 他 77 名
	天然記念物	さらいけしつげん 皿池湿原	17.1ha	三田市テクノパーク 46 番 1 他	三田市

兵庫県指定文化財（指定）答申物件概説

くろのじんじゃほんでん 1 黒野神社本殿 1 棟（建造物）（香美町）

黒野神社は、兵庫県北部の香美町村岡区に所在する。近世に入って村岡区福岡に陣屋を設けた山名氏は、黒野神社を陣屋守護の神として、篤く崇敬した。

本殿は、明和二年（1765）建立の規模の大きい三間社で、入母屋造の屋根を載せ、正面に千鳥破風と軒唐破風を付けている。組物は二重に尾垂木を付けた三手先で、軒は扇垂木として、禅宗様が濃厚な建物である。

奥行三間の内、正面一間通りは吹き放ちとして、その後方の間口三間、奥行二間を建具と壁で閉じている。

黒野神社本殿は、小規模社殿の多い兵庫県山間部にあつて、規模が大きいだけでなく、流造風の軸部構成と、それとは無関係に一連の形式で造られた軒の構成の特異な取り合わせに、類例の少ない独特の社殿といえることができる。また江戸時代後期の豊かな装飾を備える。県北部の近世神社建築の変遷を知るだけでなく、県域を越えて近世後半の神社建築の変遷を知る上できわめて重要な建物である。



黒野神社本殿外観

もくぞうしょうとくたいしりゅうぞう 2 木造聖徳太子立像 1 軀（彫刻）（加古川市）

本像は、重要文化財の髹漆厨子（重要文化財、室町時代・永享8年 1436 作）内に安置されている聖徳太子像で、もとは鶴林寺太子堂に所在していたが、現在は同寺の宝物館に保管されている。本像は、下半身に大口袴、上半身に袖無しの衫を表すほかは裸形に造り、その上に衣服を纏わせたとみられる裸形着装像で、眼には玉眼を嵌入している。植え髪の太子像と呼ばれてきたように、頭部には紙で貼り付けた髪を二、三段重ねている。

青年を思わせる面貌を表し、柄香炉を執る姿の聖徳太子像は、聖徳太子が十六歳の時、父・用明天皇の病氣平癒を祈願した姿であるとされる、いわゆる十六歳・孝養像として、二歳・南無仏太子像、三十五歳・勝鬘經講讃像などとともに知られる聖徳太子像の一形式である。



正面

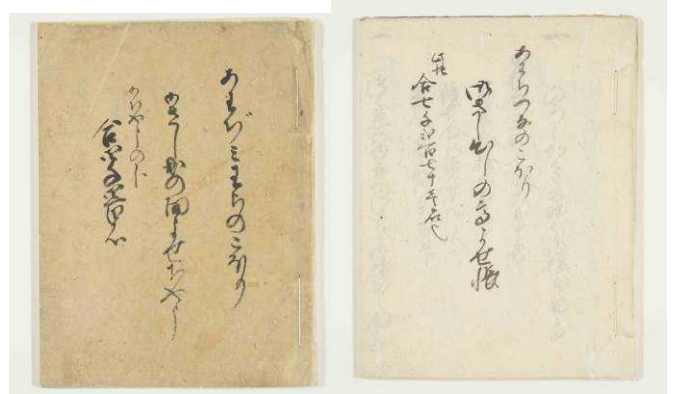
13 世紀制作の孝養像に見られる厳しい表情や、鋭く彫りあらわした衣文表現などに比べ、本像は全体に丸味を帯びた容姿をあらわす 14 世紀前半制作の孝養像に面貌表現に近いことなどを考慮すれば、本像の制作年代は鎌倉時代末頃と考えるのが穏当であろう。

構造に不明な部分が残るものの、本像は聖徳太子孝養像の中でも保存良好で出来映えに優れた裸形着装像として評価され、彫刻史上数少ない遺品として貴重である。

3 淡路国指出寄帳 2冊(古文書)(たつの市)

淡路国指出寄帳は、天正13年(1585)9月、仙石秀久が淡路から転出するにあたり、その段階で把握していた田畠に関する指出を集約して豊臣秀吉に提出したものである。

秀吉による検地の方式・基準は、初期においては多様であるが、この時期、配下の大名から提出された指出は本文書の他に類例がない。内容的には三原郡(第1冊)・津名郡(第2冊)を合わせた淡路一国に及ぶ所領単位や知行者を概覧できるものであり、さらに第2冊の奥に、この2郡の知行を脇坂安治(甚内)に交付するという秀吉自筆の奥書が加えられており、秀吉が家臣に知行地を宛行う手続きが具体的に示されていることから、内容的にも貴重である。



第1冊 表紙

第2冊 表紙

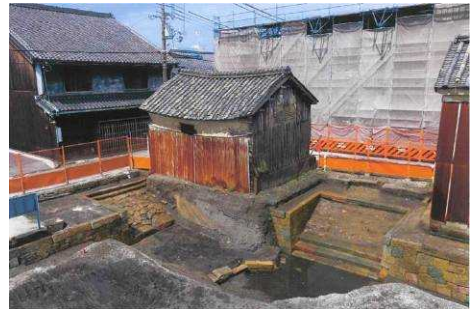
4 高砂堀川 湊 及び工楽松右衛門旧宅 1,363.67 m² (史跡)(高砂市)

高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅は、高砂市高砂町今津町に所在する。堀川湊は、加古川河口西岸に隣接する港湾施設で、この西側に接して工楽松右衛門旧宅が位置する。

堀川湊は、高砂市教育委員会の発掘調査により、荷揚げのための雁木や石敷き、護岸の石垣跡が地下に良好に保存されていることが明らかとなった。この湊は、瀬戸内海航路と加古川舟運の拠点であり、江戸時代後期に湊の修築を行ったのが2代にわたる工楽松右衛門である。初代工楽松右衛門は、兵庫津の廻船問屋に勤め、松右衛門帆の発明や、函館や択捉島の港湾整備を手がけ、2代目以後は高砂に居住しながら、商いをを行い、堀川湊の経済活動の中心を担った。

工楽松右衛門旧宅は、江戸時代後期に建築された工楽家代々の居宅であり、本瓦葺き木造2階建てで、1階は通り庭に井戸や炊事場があるほか9部屋があり、2階には7部屋が残る。建物の特徴として、小屋梁を直接柱で受ける折置組や通り庭の吹き抜けの丸太の組み方、壁面外装に船板を再利用していることが挙げられる。

このように、高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅には、具体的な遺構と、その維持管理と経済活動に大きな役割を果たした工楽松右衛門の旧宅とが一体として残る点で、近世の港湾の実態を現在に示す重要な歴史的遺産である。また、周辺には蔵や町割りが良好に残されており、近世高砂の景観を今に伝えている点でも貴重である。



発掘調査で見つかった高砂堀川湊の遺構



工楽松右衛門旧宅

5 ^{みのこふんぐん} 見野古墳群 842.61 m² (史跡) (姫路市)

見野古墳群は、姫路市四郷町見野に所在する。姫路市東南部の麻生山から派生する尾根の東斜面に南北約 300mの範囲で広がる。横穴式石室を主体部とする古墳 16 基で構成される、古墳時代後期から終末期の群集墳である。

3 号墳の石室は、奥壁から見て左片袖式で、奥壁付近に近隣で類例のない石組壇状遺構を持ち、石室内には 2 基の小型箱式石棺を有する。7 世紀前半～中頃に位置づけられる遺物が出土している。4 号墳の石室は、奥壁から見て左片袖式で、袖石を一石で構成する。

6 号墳は 1 つの墳丘に 2 つの石室を持つ、きわめて珍しい双室墳で、両石室とも無袖式である。6 世紀後葉から 7 世紀前半に位置づけられる遺物が出土している。10 号墳の石室は両袖式で、大型の石材 1 石を基底部にほぼ垂直に立てて据え、袖石は両方ともに大型の石材 1 石を縦位に立てる。石室形態の変遷から、4 基は 6 号墳→3 号墳→4 号墳→10 号墳の順で構築されたと考えられる。

このように見野古墳群は、古墳時代後期から終末期の様々な形態の石室がみられる群集墳であると共に、古墳群の周辺に所在する白鳳寺院の見野廃寺の造営にかかわる有力氏族の系譜を探ることができる点で重要である。今回、発掘調査と測量調査により、古墳の内容が明らかになった、3 号墳、4 号墳、6 号墳、10 号墳の合計 4 基を指定する。



6 号墳 (南から)

6 ^{さらいけしつげん} 皿池湿原 17.1 ha (天然記念物) (三田市)

皿池湿原は三田市西部のテクノパークにある 10 箇所の湿原からなる湿原群である。

同湿原は、高位段丘礫層で形成された緩やかな谷底に、未固結の砂礫と粘土が互層となった地形に形成されている。湿原の植物群落はイヌノハナヒゲ群落、ヌマガヤ群落、イヌツゲ群落の 3 群落に大きく分けられ、確認されている湿原生植物は 48 種類を数える。その中には、環境省によるレッドリストに掲載される絶滅危惧種も含まれる。また、兵庫県版レッドデータブック 2011 (地形・地質・自然景観・生態系) においては、県内で最も貴重性の高い A ランクの湿原に指定されている。

このように皿池湿原は兵庫県を代表する湿原として、その周辺地も含め学術上貴重な地域である。よって、集水域を含む皿池湿原周辺を天然記念物に指定し保護を図るものである。



湿原全景

(画像資料) 黒野神社本殿 (香美町)



01 外観



02 北東面



03 南西面



04 正面見上げ



05 軒詳細



06 彫刻

(画像資料) 木造聖徳太子立像 (加古川市)



01 安置状況



02 正面



03 左側面

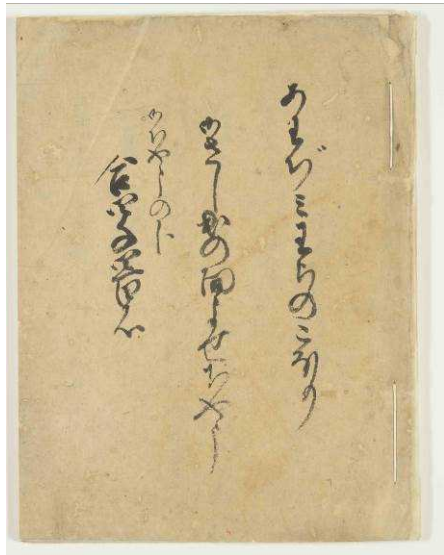


04 右斜め前から上半身

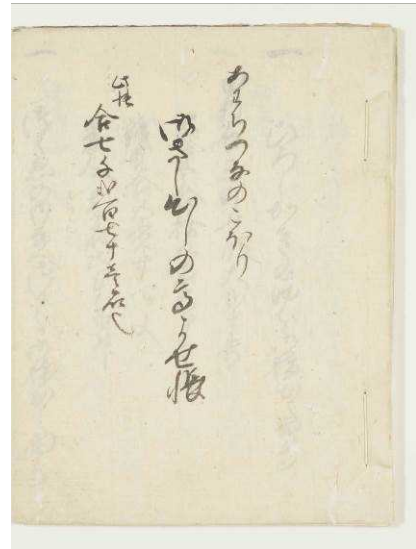


05 左斜め前から上半身

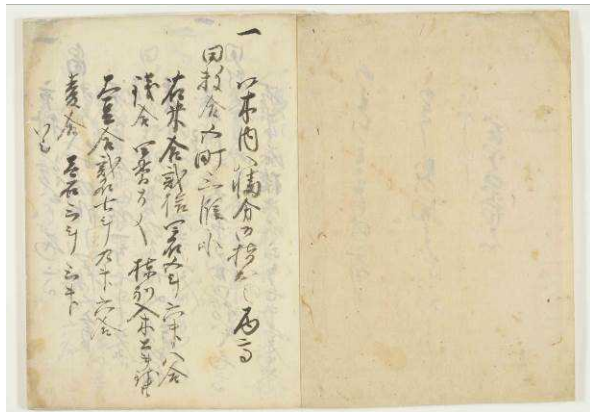
(画像資料) 淡路国指出寄帳 (たつの市)



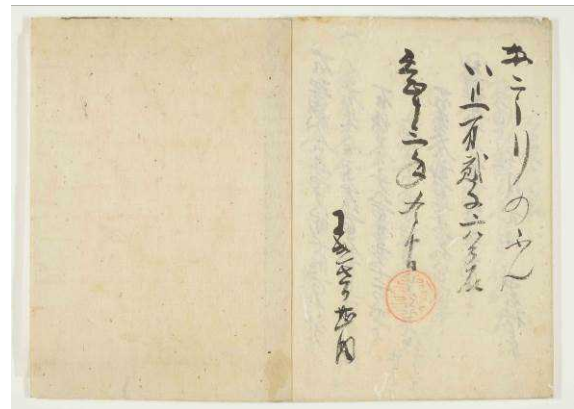
01 第一冊 表紙



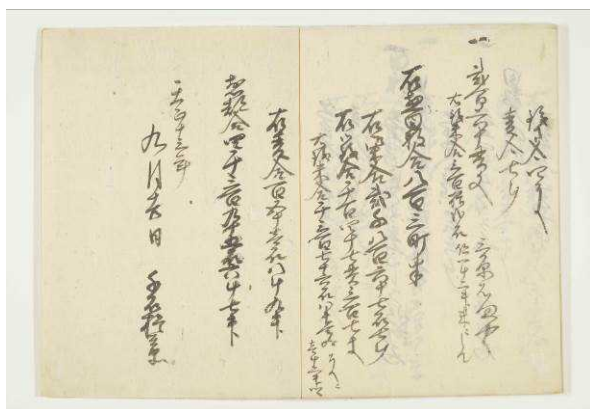
02 第二冊 表紙



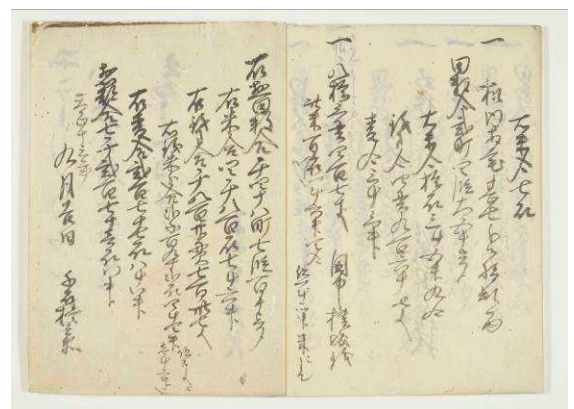
03 第一冊 1丁裏・2丁表



04 第二冊 奥書



05 第一冊 末尾 (39丁裏・40丁表)



06 第二冊 末尾 (36丁裏・37丁表)

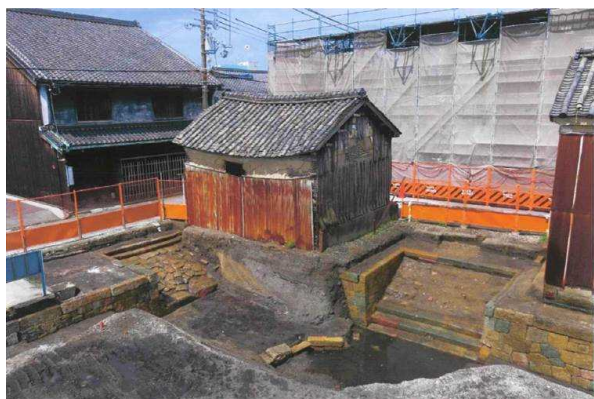
(画像資料) 高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅(高砂市)



01 高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅



02 工楽松右衛門旧宅全景



03 発掘された高砂堀川湊



04 雁木跡



05 石敷き跡



06 整備された雁木跡

(画像資料) 見野古墳群 (姫路市)



01 古墳群全景 (南から)



02 3号墳



03 4号墳



04 6号墳



05 10号墳

(画像資料) 皿池湿原 (三田市)



01 湿原 A



02 湿原 A



03 湿原 B



04 湿原 C



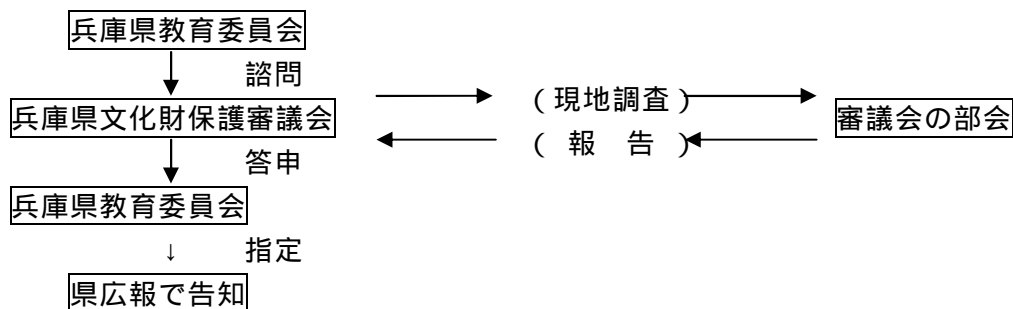
イヌセンブリ



トキソウ

【資料】指定物件の概要

1 指定の流れ



(重要有形文化財)

第4条 兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）は、県の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを兵庫県指定重要有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。

(史跡名勝天然記念物)

第31条 県委員会は、県の区域内に存する記念物のうち、重要なものを兵庫県指定史跡名勝天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 統計資料（今回の県指定関係分）

指 定

	現在の指定数	今回の指定数	累 計
建 造 物	2 0 7	1	2 0 8
彫 刻	1 1 5	1	1 1 6
書籍・典籍・古文書	2 1	1	2 2
史 跡	9 2	2	9 4
天然記念物	1 1 8	1	1 1 9
絵 画	5 1	-	5 1
工 芸 品	4 3	-	4 3
考古資料	1 1 1	-	1 1 1
歴史資料	8	-	8
無形文化財	4	-	4
有形民俗文化財	2 8	-	2 8
無形民俗文化財	4 1	-	4 1
名 勝	2 0	-	2 0
計	8 5 9	6	8 6 5

3 語句説明

[指定物件]

黒野神社本殿

○陣屋（じんや）

江戸時代の幕藩体制における、大名領（藩）の藩庁が置かれた屋敷、また徳川幕府直轄領の代官の住居および役所が置かれた建物のこと。

○三間堂（さんげんしゃ）

正面柱間の数が3間ある社殿。

○入母屋造（いりもやづくり）

寄棟と切妻の結合した屋根形式。

○千鳥破風（ちどりはふ）

屋根面の中途に設けられた三角形の破風。千鳥は三角形の意。

○軒唐破風（のきからはふ）

軒先の一部に造り出された唐破風（屋根の妻に垂木を隠すように取り付けられた破風という厚板の一形式で、中央部がむくり、左右で反転して破風尻でほぼ水平になるもの）。

○組物（くみもの）

柱の上に載って軒を支える装置の事で、斗拱（ときょう）という。斗拱は、斗の部分とその上に載る細長い肘木の組み合わせによる。

○尾垂木（おだるき）

小屋組み内の斗拱(ときょう)から斜め下方へ突き出している垂木。（右図参照）

○三手先（みてさき）

壁面から前方へ三段出て丸桁（がぎょう）を受ける組物。

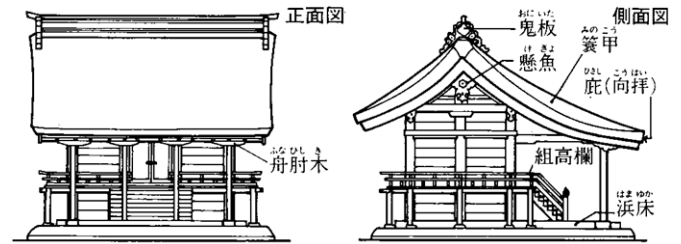
○扇垂木（おおぎだるき）

放射状に配置された垂木。

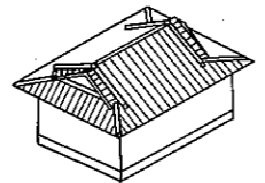
○禅宗様（ぜんしゅうよう）

日本の伝統的な寺院建築の様式の一つ。唐様とも言う。鎌倉時代初期から禅宗寺院で取り入れられ始め、武士の帰依を受けたことで13世紀後半から盛んになった様式で、当時の中国建築の直写が目指された。従来の寺院建築様式である和様、また鎌倉時代初期にもたらされた大仏様に対する言葉。

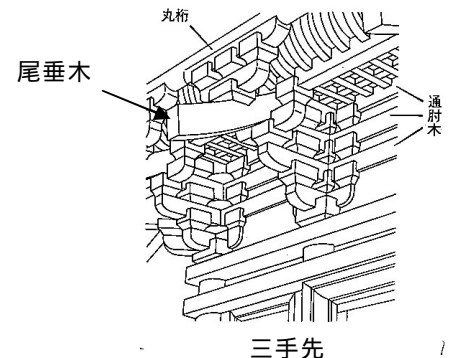
○間口（まぐち）：敷地や建造物等の前面の幅。



流造（三間社）



入り母屋屋根



三手先

木造聖徳太子立像

○髹漆厨子（キュウシツズシ）

南無太子像を安置するためにつくられたもの。堅牢な構造と朱漆がされている。屋根裏に「永享八年」（1436）の墨書銘があり、鶴林寺全盛時代のおもかげを伝えている。

○大口袴：表袴の下に履く裾の大きく開いた紅色の肌袴のこと。

○衫（サン・セン）：そでなしのはだ着のこと

○玉眼：仏像の目をより本物らしくみせるために水晶の板をはめ込む技法。

○柄香炉：持ち運びできるように柄をつけた香炉

○衣文（えもん）：絵画，彫刻に描かれている衣装類の皺のこと。

淡路国指出寄帳

○指出

戦国時代から安土桃山時代に行われた検地の一方法。大名が検地を行わず、給人寺社などに知行地の面積、作人、収穫量などの報告書を差出させることを指出といった。

○仙石秀久

戦国時代から江戸時代前期にかけての武将・大名。豊臣秀吉の最古参の家臣で少年の頃より仕え、家臣団では最も早く大名に出世した。淡路平定の軍功を評価されて淡路国 5 万石を拝領して大名となる。信濃小諸藩の初代藩主。出石藩仙石家初代。

○知行

平安～室町時代における所領の直接支配および江戸時代における所領の間接支配を表わす法律用語。平安時代以後，莊園制の発達とともに，土地用益の事実を，領掌，領知，知行などと呼ぶようになった。

○脇坂安治

安土桃山時代から江戸時代にかけての武将・大名。賤ヶ岳の七本槍の一人。淡路国洲本藩主。後に伊予国大洲藩初代藩主。龍野藩脇坂家初代。

高砂堀川湊及び工楽松右衛門旧宅

○工楽松右衛門（寛保 3 年（1743）～文化 9 年（1812））

高砂の漁師宮本松右衛門の子として生まれる。兵庫津に出て御影屋の船頭として努める。寛永 4 年に独立し、御影屋松右衛門と称する。後の松右衛門帆布を発明し、北前船による航行の隆盛の一端を担う。寛政 2 年（1790）に幕命により択捉島に港湾施設を整備する。この事績を以て、幕府より「工楽」姓を付与された。その後は工楽家の当主は代々「工楽松右衛門」を名乗り、近代に至るまで、高砂にて商いを行った。

○松右衛門帆

初代工楽松右衛門が発明した、和船の帆。太い糸を織り込んだ「織り帆」である。これまでは藁で作成された箆をつなぎ合わせた刺帆が主流であったが、動力である風を効率よく受けるために、木綿の糸を織り込んだものが、松右衛門帆である。

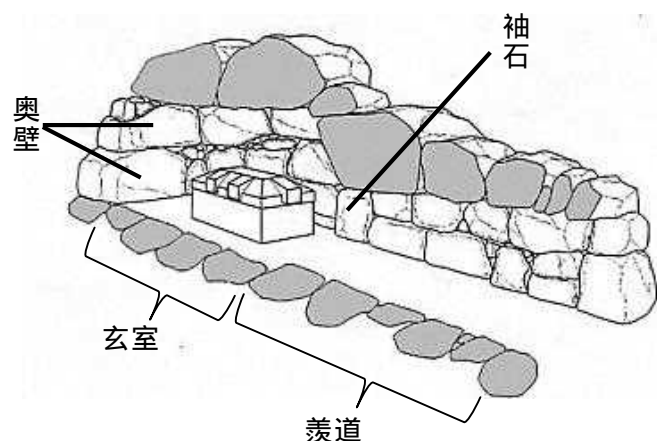
○雁木

港等の船着き場にある階段状の構造物。はしけ等の舟から荷を上げ下ろしするために設けられ、潮の満ち引きにより水中に没する部分を持つ。

見野古墳群

○古墳時代後期から終末期

6 世紀前半から 7 世紀半ばごろを指す。大規模な前方後円墳が次第に作られなくなり、横穴式石室を主体とする、中～小規模の古墳が築かれることが多い。県内では、県指定史跡である見野長塚古墳(姫路市)や東山古墳群(多可町)、東山古墳群(養父市)が該当する。



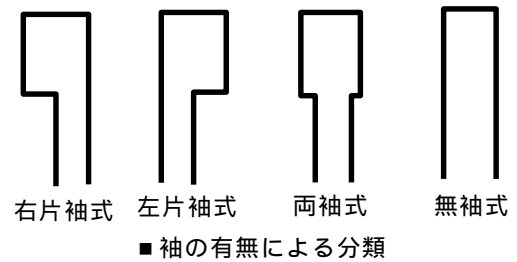
■ 横穴式石室の模式図

○双室墳

1つの墳丘に2つの石室を持つ古墳。特に古墳時代 後期以降の円墳や方墳に見られるものを指す。全国で見野6号墳を含め、26例確認されており、県内では、県指定史跡の小丸山1号墳（加東市）八十塚古墳群苦楽園支群第1・2号墳（西宮市）迫間14号墳（朝来市）の3例が確認されている。

○横穴式石室の構造

古墳時代後期ごろから出現する石組みによる埋葬施設。淵源は大陸や半島の石棺を安置する玄室と、そこへ至る羨道からなる。玄室と羨道の間に袖石がある場合には、袖石によって区別される。



○見野廃寺

奈良時代前半（7世紀半ば～8世紀）に築かれたとされる古代寺院。各地の有力な氏族が仏教への帰依と権勢を誇示するために設けた私設寺院。

皿池湿原

○湿原

湿っている立地が「湿地」であり、そこに発達する草原を「湿原」と呼ぶ。「湿地」の定義は明確に定まっておらず研究や保護の対象によってその定義が決まっている。

【例】ラムサール条約に規定される湿地

第1条1 この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的のものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（かんすい）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。

○高位段丘礫層

河岸段丘のうち、最も高い位置にある段丘を高位段丘と呼ぶ。皿池湿原周辺の地層は、川の堆積物からなる地層であり、固まっていない砂礫や粘土が交互に層となって堆積している。この砂礫層を通して地中にしみ込んだ水が、粘土層に沿って地表ににじみでることによって湿地が形成される。

○兵庫県版レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物などをリストアップして、その現状をまとめた報告書である。兵庫県は地域版レッドデータブックとして「兵庫県版レッドデータブック」を1995年に刊行し、その後改訂を重ねている。

兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然環境・生態系）では、最も貴重性の高いAランクの湿原群は、皿池湿原と丸山湿原（宝塚市：県指定天然記念物）の2つ。

県の文化財保護の体系

県の文化財の指定及び登録は、県教育委員会が兵庫県文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財を種類ごとに整理すると次のようになります。

